資料５

本検討会の進め方（案）

○　第１回検討会　　本検討会における検討事項、今後の進め方等

○　ワーキンググループ

※　検討会の下にワーキンググループを設置

○　第２回検討会以降　　政省令・指針案を議論

○　秋頃目処　　とりまとめ

※　令和５年６月 14 日に改正法公布のため、令和５年 12 月 13 日までに改正法を施行する必要（それまでに、パブリックコメント手続きを経て、政省令・指針を策定し、施行までに十分に周知を図る必要）